

番 号 : 160183

国 名 : レバノン

担当部署 : 社会基盤・平和構築部 平和構築・復興支援室

案件名 : ホストコミュニティ支援および地方機関能力強化プロジェクト詳細計画策定調査 (下水道計画)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 下水道計画
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年6月上旬から2016年7月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.5M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 現地業務期間 21日 整理期間 5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 5月18日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.htm](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.htm)) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 45点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 9点
- (計100点)

|          |             |
|----------|-------------|
| 類似業務     | 衛生分野に係る各種業務 |
| 対象国/類似地域 | レバノン/全途上国   |
| 語学の種類    | 英語          |

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : なし

## 6. 業務の背景

2011年のシリア危機以降、レバノンへ流入しているシリア難民はレバノンの人口約400万人の約4分の1を超える117.5万人であり(2015年6月現在)、難民流入がレバノン国に与えている影響は大きい。レバノン政府はシリア難民キャンプを作ることを許可しておらず、シリア難民は居住地区を探してレバノンのコミュニティに入り込み、そこで居住・生活している。その区域は、いまや全国に広がっている。UNHCR、世銀をはじめとした国際社会からの支援も難民の流入増加に対して追いついていない。

レバノン政府は、難民流入による公共サービス支出の増加等大きな負担を負っていることに言及しており、レバノン危機対応計画(LCRP : Lebanon Crisis Response Plan)を策定し、シリア難民受入が大きな負担となっているレバノン政府を国際社会が支えることを提案している。そのような中で、ドナー間では「ホストコミュニティ支援」を実施することが合意されている。具体的な支援としては主に、国連開発計画(UNDP)が、同国の社会問題省(MoSA)とともに、上記を目的としたLebanese Host Community Support Program(LHSP)を2013年より実施している。

このような状況を受け、レバノン政府は、日本政府に対し地域コミュニティ支援プロジェクト「ホストコミュニティ支援及び地方機関能力強化プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)を要請した。本詳細計画策定調査は、同国政府から協力要請の背景・内容を確認し、同国政府関係機関との協議を経て、協力計画を策定するとともに、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報収集・分析をすることを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、調査対象地域は、レバノン国ベイルート県及び山岳レバノン県とする。

### (1) 国内準備期間(2016年6月上旬:5日間)

- ア) 要請背景・内容、レバノンの下水道・下水道セクター開発政策・開発計画を把握し、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- イ) 他ドナーが実施する関連プロジェクトに関する資料・情報の収集・分析を行う。
- ウ) 他のコンサルタント団員と協力し、先方関係機関、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- エ) 担当分野に関する調査計画・方針案を検討する。
- オ) 対処方針会議に参加する。
- カ) 担当分野に関するパイロットプロジェクトの実施概要を検討する。

### (2) 現地派遣期間(2016年6月中旬~7月上旬:21日間)

- ア) 在レバノン日本大使館等との打合せに参加する。
- イ) 先方関係機関との協議及び現地調査に参加し、以下の項目に関する情報の収集、整理及び分析を行う。これ以外にも調査すべき項目がある場合には、プロポーザルにて提案する。
  - ・先方政府の要請の背景・内容、水セクターに関する国家政策、開発計画(既存計画の進捗状況)、関連法令
  - ・山岳レバノン県の水公社の体制、実施能力、問題点
  - ・MoSAとの協議によって決定されたパイロットプロジェクト実施候補地域の現状
  - ・住民への啓発状況および住民意識
  - ・パイロットプロジェクト実施に必要な設備・機材
  - ・他ドナーによる援助の実施状況
- ウ) 上記イの調査結果を踏まえ、パイロットプロジェクトの実施概要を提案し、投入が予想される機材の価格・調達方法を検討する。
- エ) M/M(案)、R/D(案)及び現地調査結果報告書の作成に協力する。

オ) 担当分野に係る現地調査結果を在レバノン日本大使館に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2016年7月中旬: 5日間)

- ア) 担当分野に係る現地で収集した資料及び情報を整理、本プロジェクトへの活用について検討を行う。また、新たに必要とされる情報を整理し、入手方法について取りまとめる。
- イ) 事業事前評価表(案)(和文)の作成に協力する。
- ウ) 担当分野の調査報告書(案)(和文)を作成する。
- エ) 担当分野の調査報告書と他の団員が作成した調査報告書を合わせた詳細計画策定調査報告書(案)(和文)の作成に協力する。
- オ) 本プロジェクトで想定される活動に係る具体的投入計画について、担当分野の専門的観点から検討を行う。
- カ) 帰国報告会に参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおりとし、電子データをもって提出することとする。

- (1) 詳細計画策定調査報告書案(和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、東京⇒ドーハ(またはドバイ、アブダビ)⇒ベイルートを標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下の記載の一般業務費については、JICA社会基盤・平和構築部より業務従事者に対し臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約に含みませんので、見積書への記載は不要です)。

- ・通信連絡費
- ・車両費
- ・通訳費

※「臨時会計役」とは、会計役としての職務(例: 現地業務費の受取り、支出、積算)を必要な期間(例: 現地出張期間)に限りJICAから委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年6月中旬～7月上旬を予定しています。JICAの調査団員は、全ての現地調査には同行せず、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 協力企画(JICA)
- ウ) 上水道計画(コンサルタント)
- エ) 下水道計画(コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿舍手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
全行程に対する移動車輛の提供（JICA職員等の調査期間については職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上  
なし
- オ) 現地日程のアレンジ  
現地ヒアリング調査のスケジュールのアレンジ
- カ) 執務スペースの提供  
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室（TEL:03-5226-6946）にて配布します。

- ・レバノン政府からの「要請書」
- ・「レバノン国シリア危機の影響及び支援に係る情報収集・確認調査 現地調査結果報告書（2016年2月）」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②レバノン国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICA社会基盤・平和構築部平和構築復興支援室の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やか相談するものとします。